

手話言語条例について 資料

2019.1.28

吹田市聴言障害者協会 古瀬 常實

1880年（明治13年）ミラノ決議

・第二回ろう教育国際会議→

「口話が手話より優れていることは議論の余地がない」

世界中のろう者のための教育プログラムで手話の使用が排除された。

当事者であるろう教師の参加者がなかった。

1933年（昭和8年）鳩山一郎文部大臣 全国盲啞学校長会議

・口話を支持する訓示「ろう教育は口話法による」→西川はま子の影響

ミラノ決議の否定

2010年7月19日

・7月19日、世界ろう教育国際会議2010の開会式で、主催者側は、ろう児の教育プログラムにおける手話の使用を禁じた1880年のミラノ会議の決議に対する、デフ・コミュニティの憂慮を取り上げた。

その声明は、

- ・ろう児の教育プログラムにおける手話使用を否定したミラノ会議でのすべての議決を却下する
- ・ミラノ会議の与えた有害な影響を、後悔と共に認識する。
- ・ろう教育のプログラムは、すべての言語とコミュニケーション方法を受け入れ、それに対して敬意を払うということを確認するために、すべての国家に呼びかける。

2006年（平成18年） 国連障害者権利条約に「手話は言語である」と明記。

2007年（平成19年） 権利条約に署名。

2011年（平成23年） 改正障害者基本法で初めて手話は言語であると明文化された。

2014年（平成26年） 権利条約を批准。

「私たちのことをわたしたち抜きできめないで」

手話言語法意見書採択状況 2016/3/3 全1788自治体が採択100%

都道府県47/47

区市町村1741/1741

法律と条例の違い

法律—国が作った国全体のルール

条例—地方自治体が作ったその地方にだけ定められているルール

法律の範囲内で策定することがで、法律を違反するような条例は策定できない。

順 位

1	憲法	日本の中で一番強いルール
2	条約	国と国、国際機関などの約束
3	法律	国会で決められた国のルール
4	政令	閣議で決められた国のルール
5	省令	省の担当大臣が決めた国のルール
6	訓令	各省庁から下部組織に出す命令
7	要綱	役所の内部ルール
8	条例	地方議会で決められたルール

手話言語条例制定の目的

- ・手話を言語として認め手話が日常的に使える、ろう者とろう者以外の者が共生できる社会を目指す。
- ・聴覚障害者のことを理解してもらおう。
- ・市民に手話を広める。

全国では22都道府県2区142市19町/計185自治体(2018/12/18現在)

大阪府手話言語条例成立状況

	可決日	施行日	
①	2015/9/28	2015/11/1	大東市こころふれあう手話言語条例
②	2016/1/15	2015/1/18	大阪市こころを結ぶ手話言語条例
③	2016/12/20	2017/1/1	熊取町手話言語条例
④	2016/12/20	2017/4/1	堺市手話言語の普及及び障害者の コミュニケーション手段の利用を促進する条例
⑤	2017/3/24	2017/3/29	大阪府言語としての手話の認識の普及及び 習得の機会の確保に関する条例
⑥	2017/12/12	2017/12/12	岬町手話言語条例
⑦	2018/3/27	2018/4/1	貝塚市手話言語条例
⑧	2018/12/18	2019/4/1	寝屋川市手と手で心をつなぐ手話言語条例
⑨	2018/12/21	2019/1/1	藤井寺市手話言語条例
⑩	2018/12/21	2019/1/1	富田林市手話言語条例

大阪府内の現在の動き(2018/11/29現在)

2019/1	施行予定	和泉市	
2018/12/3~12/28		羽曳野市	パブリックコメント
2019/4	施行予定	東大阪市	(パブリックコメント 2018/1~9/7)
2019/4	施行予定	四条畷市	2

条例の効果

- ・大阪府「こめっこ」。交流するの英単語の頭文字。 Communicate
府が2017年言語条例制定。2018年6月から隔週開催。未就学児を対象
- ・2013年鳥取県では私立を含む全小中学校、高校、特別支援学校に手話
ハンドブックを配布。
2014年からは「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を開催。
- ・石狩市(2013年制定)は市民対象の手話出前講座を始める。
また、翔陽高校2年生の選択科目に「手話語」を導入した。

しかし・・・

- ・啓発チラシの発行や、啓発イベントなど、一過性の活動で終わる例も多い。

我々は

手話を言語として学び、使っていく環境整備をより強力に進めなければならない。

言語の5つの権利

- 1 言語を獲得する
- 2 言語で学ぶ
- 3 言語を学ぶ
- 4 言語を使う
- 5 言語を守る

手話にも5つの権利がある

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 1 手話を獲得する | ろう児が生まれたら、保護者には正しい手話の情報を |
| 2 手話で学ぶ | 手話で学べる授業 |
| 3 手話を学ぶ | 「手話(しゅわ)」の授業がある |
| 4 手話を使う | 手話が使える病院 |
| 5 手話を守る | 年配のろう者と次世代のろう者が世代を超えて手話で
会話 |

(参考)

京都盲啞院 (のちの京都府立聾学校)

明治11年(1878)創立

大阪盲啞院 (のちの大阪府立中央聴覚支援学校)

明治33年(1900)創立